

第2章 河川・ダム



流域治水シンポジウムひろしま 2025 開催

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小 5,200 余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川、芦田川、江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか 4 水系の 368 河川、流路延長は 2,442.3 km で、二級河川は八幡川水系ほか 46 水系の 137 河川、流路延長は 631.1 km となっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が 193 河川あり、その流路延長は 187.3 km となっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

(2) 河川の現況

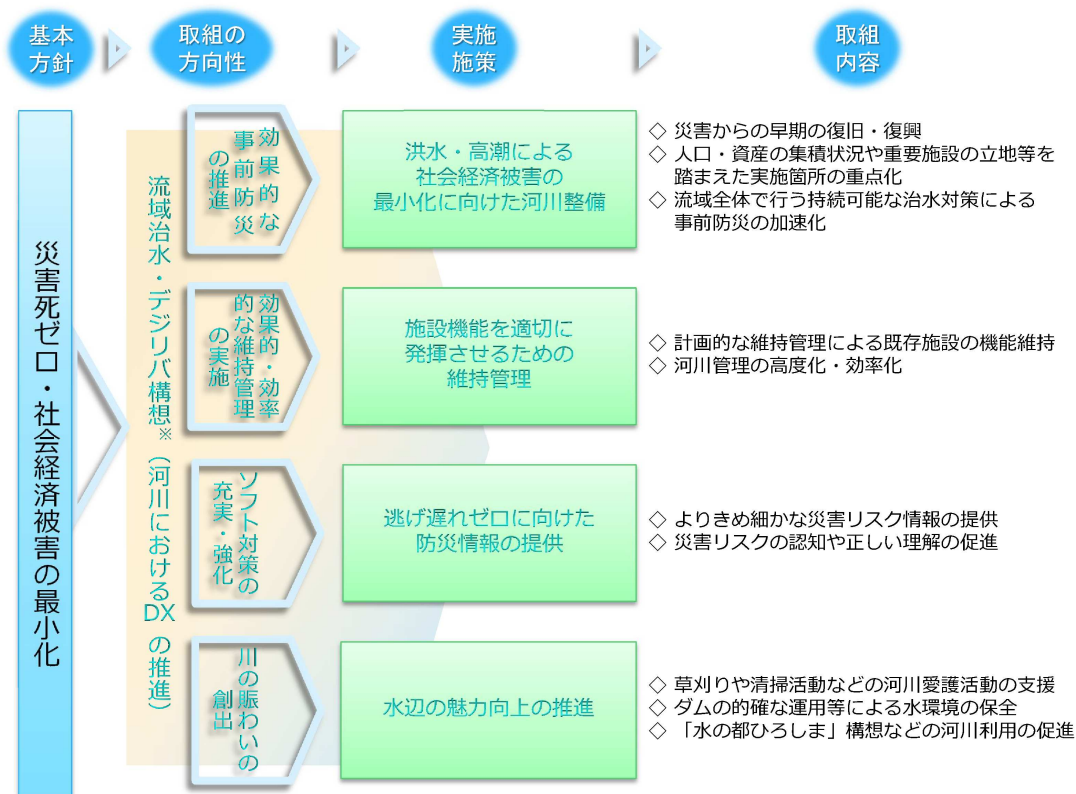
（令和 8 年 3 月 31 日 現在）

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
一級河川	太 田 川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江 の 川	172	983.083	9	113.39	173	1,096.473
	芦 田 川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高 梁 川	29	237.87			29	237.87
	小 瀬 川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,114.971	23	327.36	368	2,442.331
二級河川	八 幡 川	4	40.90			4	40.90
	瀬 野 川	5	41.59			5	41.59
	二 河 川	2	21.10			2	21.10
	堺 川	2	6.21			2	6.21
	黒 瀬 川	23	106.77			23	106.77
	野 呂 川	3	13.46			3	13.46
	木 谷 郷 川	2	4.20			2	4.20
	賀 茂 川	3	30.72			3	30.72
	沼 田 川	45	231.00			45	231.00
	和 久 原 川	2	5.60			2	5.60
	藤 井 川	3	25.19			3	25.19
	本 郷 川	2	15.69			2	15.69
	羽 原 川	2	6.90			2	6.90
	新 川	2	3.50			2	3.50
	山 南 川	2	5.05			2	5.05
	永 田 川	3	3.25			3	3.25
	大 正 川	2	2.67			2	2.67
	単 独 河 川	30	67.34			30	67.34
	計	137	631.14			137	631.14
合 計		499	2,746.111	23	327.36	505	3,073.471

2 河川の整備実施方針

県の総合計画である「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本分野のマネジメント基本方針として策定した「社会資本未来プラン」における河川部門の事業別整備計画として「ひろしま川づくり実施計画 2021」を令和3年3月に策定した。

県民の安全・安心の確保を最優先とし、施設能力を上回る災害から人命を守り、社会経済活動への深刻な被害を防止・軽減するため、河川改修などの施設整備や、維持管理による河道や施設の保全、住民の主体的な避難に繋がるソフト対策の充実・強化などの取組をデジタル技術も活用しながら一体的に推進するとともに、国や市町、まちづくりや農林部局など他分野の関係部局とも連携しながら、多様な主体の様々な取組を組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的に進めていく。



「ひろしま川づくり実施計画2021」における取組の基本方針

3 取組の概要

(1) 洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた河川整備

ア 主要河川事業の内容（県事業）

再度災害防止を最優先とし、被災地域の早期の復旧・復興を図るとともに、洪水氾濫による被害の発生を未然に防止・軽減するために、県内の現況の災害リスクを総点検し、人命被害や社会経済活動への深刻な影響が発生する危険性に応じた整備優先度評価により、事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災対策を進める。

(7) 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や、近年に甚大な浸水被害を受けた河川において、流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

堺川（内神川：呉市）、手城川（福山市）、入野川（東広島市）、多治比川（安芸高田市）、本川（竹原市）、沼田川（三原市）、小瀬川（廿日市市）、玖島川（大竹市）等

(イ) 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。

京橋川・猿猴川（広島市）等

イ 国直轄河川改修事業の工事概要

(7) 太田川

広島市街地を洪水から守るため、昭和7年度から太田川放水路工事に着手し、昭和42年度に概成した。平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。現在は、高潮対策として中広地区の高潮堤防の整備や、庚午地区の護岸の耐震対策等が行われている。

(イ) 江の川

昭和28年から八千代町（現安芸高田市）下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが、平成18年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

現在は、三次市において河道掘削等が行われている。

(ウ) 芦田川

大正12年から昭和41年にかけて中下流部の改修工事が実施され、堤防は一定の水準で整備されている。平成9年には八田原ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、上流部において、流下能力確保のため、橋梁架替等が行われている。

(エ) 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手し、下流部の河道は概成している。また、平成2年度には弥栄ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、大竹市等において堤防整備等が行われている。

ウ 令和8年度予算

（単位：千円）

事業名			予算額	説明
河川事業	公共	河川改修事業	4,939,200	多治比川（安芸高田市）、本川（竹原市）、内神川（呉市）、手城川（福山市）ほか29箇所の護岸、築堤工事等
		都市小河川改修事業	10,000	御幸川（広島市）の高潮対策工事等
		地震・高潮対策事業	630,000	京橋川・猿猴川（広島市）ほか2箇所の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	107,100	河川監視カメラ等の設置
		特定都市河川浸水被害対策推進事業	75,000	本川流域（竹原市）、江の川流域（安芸高田市）の雨水貯留施設整備等
		小計	5,761,300	
	単独その他	河川改良事業	2,145,910	浸水箇所の再度災害防止、災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備など
		小計	2,145,910	
		市町土木工事受託費	116,000	小瀬川（廿日市市）ほかの市町道橋の架替工事等の受託
		小計	116,000	
直轄負担金			1,909,425	太田川水系、芦田川水系、江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸、築堤工事等
合計			9,932,635	

※令和7年度12月補正及び2月補正（国補正対応分）含む

(2) 流域治水の推進

気候変動等による水害の激甚化・頻発化に備えるため、河川・下水道管理者が主体となつて行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる対策「流域治水」を強力に推進する。

住民・事業者等の意識醸成を図るため、流域全体で実施すべき対策の全体像として取りまとめた流域治水プロジェクトを更新するとともに、「流域治水」に関わる身近な取組を知り自分事として考えていただくことを目的として「流域治水シンポジウム」を開催する。

また、法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践として、江の川上流域及び本川流域における流域水害対策計画に基づいた取組の推進に加え、令和8年4月に特定都市河川流域に指定した黒瀬川流域においても、関係者と連携し流域水害対策計画策定に向けた取組を進める。



流域治水の取組イメージ（国土交通省 HP より）

(3) 施設機能を適切に維持するための維持管理

ア 河川の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させ、洪水を安全に流下し、浸水被害を防止・軽減するため、PDCA サイクルによる施設の適確な運用・管理により各施設の機能を維持するとともに、「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、計画的な河川の流下能力確保に努める。

また、重要施設における長寿命化計画の策定や、河川の状況把握へのデジタル技術の活用など、効果的・効率的な河川維持に向けた取組を推進する。

令和8年度河川維持修繕実施計画

（単位：千円）

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持 修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削、除去	4,088,460
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

イ 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（令和 7 年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	本庁	計
河川法許可（20 条）	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
河川法許可 （23 条）	新規	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	更新	11	0	0	0	0	8	5	3	0	27
河川法許可 （24・26・27 条）	407	47	52	46	165	227	150	135	27	0	1,256
河川法許可 （24 条）	更新	485	109	24	82	107	337	469	191	140	1,944
河川法許可（34 条）	16	0	5	2	5	1	0	0	0	0	29
普通河川等の工事許可	240	1	59	0	3	13	0	2	17	0	335
特定都市河川浸水被害 対策法許可（30 条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18
小 計	1,161	157	140	130	280	579	627	335	187	18	3,614
境界立会	68	10	7	3	16	37	14	9	5	0	169
境界確定協議	38	8	6	1	10	20	5	5	3	0	96
小 計	106	18	13	4	26	57	19	14	8	0	265
境界確定証明	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6
小 計	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6
計	1,270	175	153	134	306	639	646	349	195	18	3,885

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占有物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成 10 年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成 12 年度から平成 22 年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また、河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している 6 河川について、平成 26 年度から船舶の指定及び罰則の適用対象とし、平成 27 年 8 月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めている。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた防災情報の提供

気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に対応していくため、施設能力を上回る外力の発生に対しては、施設だけでは守り切れないことを、社会の各主体が認識し、それぞれが備え、いざというときには、自らリスクを察知し適切に行動（避難）できるよう、ソフト対策の充実・強化を図る。

ア よりきめ細かな水害リスク情報の提供

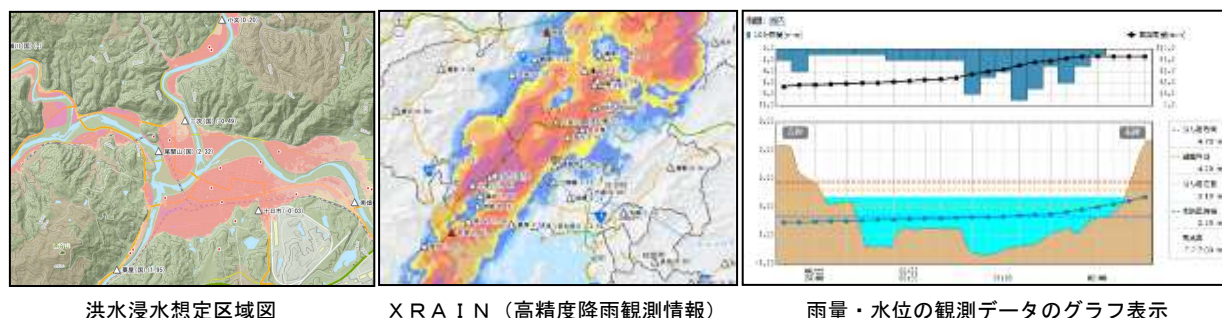
(ア) 河川防災情報の提供

住民の適切な避難や市町の迅速な水防活動を支援するため、雨量・水位・カメラ画像等のリアルタイム情報、高精度レーダ雨量情報及び全ての県管理河川の洪水浸水想定区域図等の防災情報について、河川防災情報システムにより公表している。

また、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、全ての市町を対象に、想定される浸水深等の情報を“まちなか”に掲示する「まるごとまちごとハザードマップ」などに取り組む。

広島県河川防災情報システム TOP: <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>

洪水ポータルひろしま: <https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>



(イ) 洪水予報の運用

平成 16 年度から沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、迅速な水防活動や、住民の避難を支援している。

洪水予報河川及び指定区域

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

また、洪水がいつ・どこで発生し得るか（洪水危険度）を表示する「水害リスクライン」の構築により、対象となる全ての二級水系の実況水位及び予測水位の見える化に取り組む。

イ 水防活動

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木建築局に水防県本部を、各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

また、市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所への周知を図るほか、避難指示等の目安となる堤防の浸透・侵食に対する監視を行い、市町への情報提供を行っている。

重要水防箇所数

（令和 8 年 3 月 31 日 現在）

区 分	所轄 事務所数	重要水防箇所		備 考
		箇所数	延長 (km)	
直 轄 管 理	3	(215) 614	265.60	() は、工作物を重要水防 箇所に指定したもので、外書 き
県 管 理	10	252	371.79	
合 計	13	(215) 866	637.39	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

ウ 水害リスクの認知と正しい理解の促進

適切な避難行動には、災害に対する心構え（災害リスクの認知）と災害や避難に関する正しい知識を持つことが重要であることから、防災知識等の普及に努めていく。

防災知識の向上を図るための河川出前講座や、的確な情報発信のための報道機関との勉強会などを実施するほか、防災教育ツールの充実に取り組んでいる。

(2) 水辺の魅力向上の推進

ア 草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援

生活の身近にある河川の将来にわたる良好な河川環境の維持・向上を図るため、ボランティア活動として、河川の清掃・美化等を行う団体・企業等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定し、支援する「広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）」を平成 14 年度より実施している。

引き続き、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援するとともに、積極的な広報活動を行い、住民と行政の協働体制づくりを推進していく（令和 8 年 3 月末認定団体数 511 団体）。

イ 「水の都ひろしま」構想などの河川利用の促進

広島市は中心部に 6 本の川が流れ、美しい水辺に恵まれた水の都としての優れた特性を持っており、この水辺の魅力をより一層引き出すために、平成 15 年に国・県・市・市民との協働により「水の都ひろしま」構想を策定し、「水の都ひろしま」の実現に向けた取組を推進している。

また、「水の都ひろしま」構想においてモデル地区の一つに位置付けられた猿猴川広島駅南口周辺地区では、「美しい川づくり」将来ビジョンに基づき、広島駅周辺地区の水辺が「水の都」の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間となるよう、県・市で連携し取組を進めている。

4 ダムの概要

県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため、地域に密着した効果的なダムの建設を進め、現在 12 ダム（県管理）を運用している。

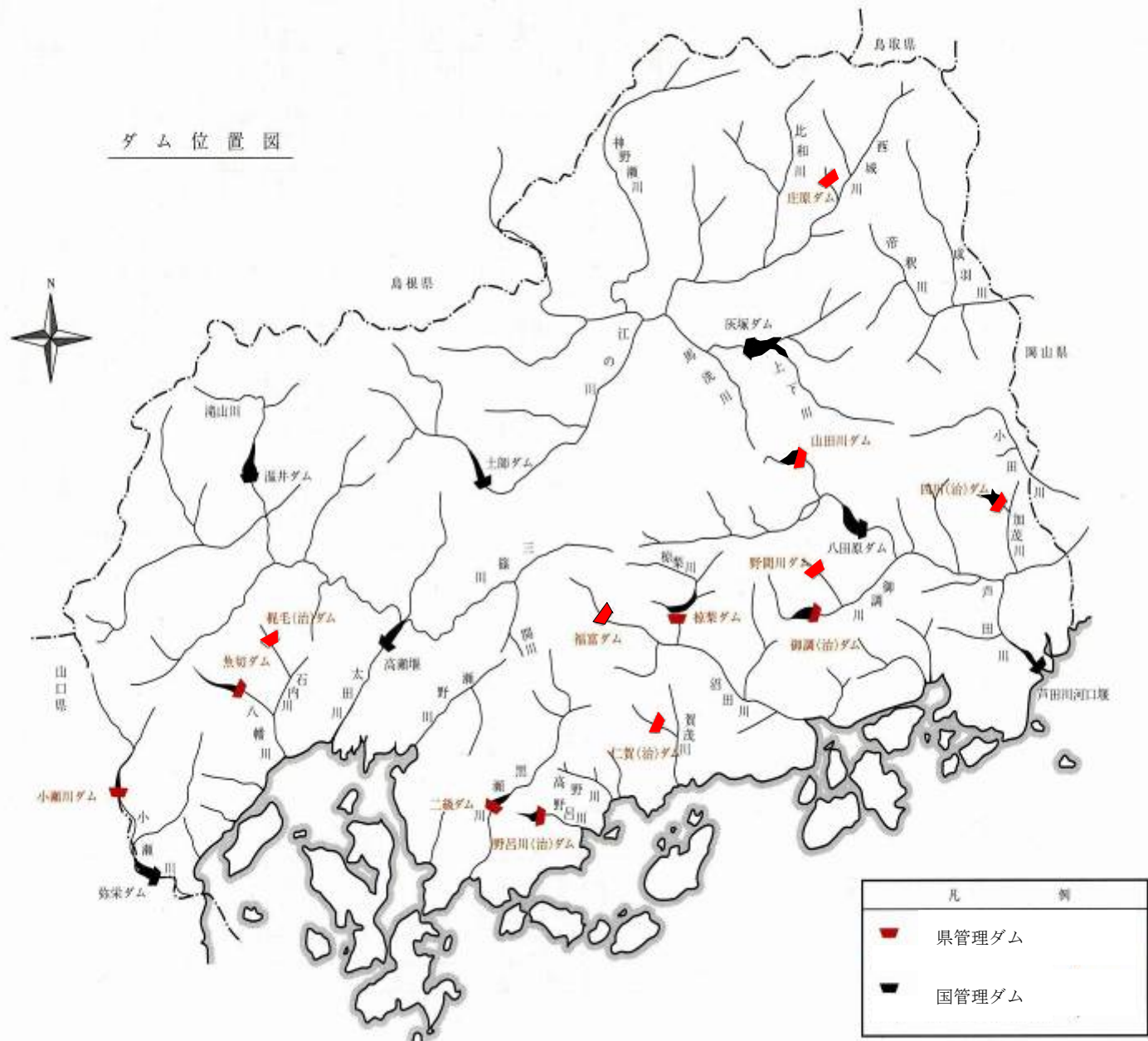
また、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

広島県のダム（国土交通省所管）

種 別	ダム名	事 業 者	水 系 及 び 河川名	位 置	目 的	型 式	ダ ム の 諸 元					目 的 の 主 な 内 容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km ²)	総貯水量 (千 m ³)	有効貯水量 (千 m ³)	洪水調節量 (m ³ /S)	開発水量 (m ³ /日)		
設 の ダ ム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
	棕梨ダム	広島県	沼田川 棕梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
	土師ダム	国 土 交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45～S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44～S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
	弥栄ダム	国 土 交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
	灰塚ダム	国 土 交通省	江の川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	5,800
	庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H28	7,200
治 水 ダ ム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	150→75	—	S44～S50	2,320
	御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900
	四川ダム	〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250
	梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950
	仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200

(注) F：治水，I：工水，W：上水，P：発電，A：農水，N：不特定

ダム位置図



5 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダ ム 名	完 成 年 月	管 理 所 管	摘 要
小 瀬 川 ダ ム	昭和 39 年 6 月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕 梨 ダ ム	昭和 44 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野 呂 川 ダ ム	昭和 51 年 3 月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚 切 ダ ム	昭和 57 年 3 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御 調 ダ ム	平成 元 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
四 川 ダ ム	平成 17 年 1 月	東部建設事務所	
山 田 川 ダ ム	平成 18 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
梶 毛 ダ ム	平成 20 年 6 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福 富 ダ ム	平成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁 賀 ダ ム	平成 24 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野 間 川 ダ ム	平成 25 年 6 月	東部建設事務所三原支所	
庄 原 ダ ム	平成 28 年 8 月	北部建設事務所庄原支所	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

また、既設ダムを有効活用し、治水機能の向上を図るなど、ダム再生の取組を推進する。

令和 8 年度予算額

(単位：千円)

区 分	事 業 名	予 算 額	事業内容
補助公共事業	堰堤改良事業	572,250	魚切ダムなど 5 箇所の老朽化の著しい管理設備の改良・更新

※令和 7 年度 1 2 月補正（国補正対応分）含む

